

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（R7年度補正予算）

優先採択（ポイント加算等）

1 グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち

①GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト

海外の規制・ニーズに対応した生産・流通体系への転換に取り組み、国内生産基盤の維持・強化を図る大規模輸出産地のモデル構築を集中的に支援。

②加工食品輸出先国多角化等支援事業

加工食品の輸出拡大に向けて、地域の食品製造事業者等が連携して海外市場を開拓する取組や、現地ニーズに対応した取組等を支援。

③有機JAS認証、GAP認証取得等支援事業

農産物等輸出の拡大に向けて、農業者等が行う有機JAS認証、GAP等認証の取得、輸出向け商談等を支援。

④水産エコラベル認証取得支援事業

資源管理や環境配慮への取組を証明する水産エコラベル認証の取得を促進する取組を支援。

2 サプライチェーン連結強化緊急対策

販路の開拓を通じ輸出の一層の拡大を図っていくため、非日系市場等への輸出に向け、国内生産者と現地系販売事業者等をつなぐ一気通貫した商流づくりを推進する取組を支援。

3 ターゲット国における輸出・海外展開支援体制の確立緊急対策のうち

水産物輸出加速化連携推進事業

生産・加工・流通・販売にわたる関係者の連携体制の構築・強化、付加価値向上・省力化等のための機材・機器、情報共有システム整備等、商品開発や販売ルート開拓に対して支援。

4 輸出環境整備緊急対策事業のうち

①輸出先国の規制に対応した農畜水産物のモニタリング検査緊急支援事業

輸出先国が求める農畜水産物の農薬、動物用医薬品等の残留物質モニタリング等の検査に係る経費を支援。

②植物品種等海外流出防止・活用推進緊急対策事業

海外における知的財産権の取得や侵害への対策に必要な費用を支援。

③模倣品等対策事業

我が国農林水産物・食品の海外における模倣品の調査や侵害事例に応じた対策に係る助言を行う。

5 新市場開拓プロジェクト緊急対策事業のうち

インバウンド起点による日本産食品の輸出拡大支援モデル事業

シームレスな輸出を可能とするために対応すべき課題（言語、添加物、表示事項等）の解決に向けた取組や観光庁のインバウンド消費動向調査を補完する調査を実施。

6 みどりの食料システム戦略緊急交付金のうち

①グリーンな生産体系加速化事業

「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援。

②有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

③先進的有機農業拡大促進事業

有機農業の拡大に意欲的に取り組む農業者等に対して、スマート農業技術等を活用した生産、加工、流通・販売の取組を支援。

7 産地生産基盤パワーアップ事業のうち収益性向上対策

収益力強化に計画的に取り組む産地に対し、計画の実現に必要な農業機械の導入、集出荷施設の整備等を総合的に支援。

8 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

新たな「食料・農業・農村基本計画」の着実な実施による、農業の構造転換の実現に向け、地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援。

9 農業農村整備事業

（TPP等関連対策、食料安全保障の強化対策、農業構造転換集中対策）

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化等を推進。

10 農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業）

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要な取組等をハードとソフトを組み合わせる支援。

11 農業農村整備関連事業（大区画化等加速化支援事業）

農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組等を支援。

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（R7年度補正予算）

優先採択（ポイント加算等）

12 林業・木材産業国際競争力強化総合対策（木材製品等の輸出支援対策）のうち

◎ 木材製品等の輸出支援対策のうち輸出先国のニーズに合わせた木材製品の開発支援事業

輸出先国のニーズや規格・基準に対応した製品・技術開発や性能検証等を支援。

◎ 特用林産物の需要拡大

特用林産物の輸出の課題解決に向け、輸出先国におけるニーズ把握及び法令の情報収集や、特用林産物の生産者等が行う輸出に係る課題解決に向けた取組を支援。

13 ◎ フードテック支援対策事業

民間団体等が行う、社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証・実装に対する支援を実施する。また、フードテックに取り組む事業者の横展開及び消費者への普及促進を図るため、実証成果のウェブページ作成、セミナー開催等の取組を支援。

14 ◎ 担い手確保・経営強化支援事業

担い手の経営発展に必要な農業用機械・施設の導入を支援。

15 ◎ 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・施設の導入を支援。

16 ◎ 畑作物産地生産体制確立・強化緊急対策事業

持続的な畑作物産地体制の構築を図るため、需要構造の変化など地域・品目ごとの環境変化への対応に向けた取組等を支援。

17 品目団体等輸出力強化緊急対策

◎ うち重要市場の商流維持拡大緊急対策

輸出額の上位国・地域であり、かつ、世界的にも波及効果の大きい重要市場の通商環境の変化に迅速に対応し、輸出商流の維持・拡大を図る。

以下に掲載される各種事業においては、事業を活用するに当たって輸出事業計画の策定等が必要となります。
※事業によって要件や輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

輸出事業計画の策定が必要となる事業

【令和7年度補正予算】

- ・ グローバル産地生産流通基盤強化緊急対策のうち
 - ① GFP大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト
 - ② 加工食品輸出先国多角化等支援事業
 - ③ 青果物輸出産地体制強化加速化事業
 - ④ 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備緊急対策事業
- ・ 畜産物輸出コンソーシアム推進対策事業
- ・ 畜産物等流通構造高度化・輸出拡大事業のうち
 - ① 食肉等流通高度化・輸出拡大事業
 - ② 生乳需給調整高度化・輸出拡大事業

- ・ 水産物輸出促進緊急基盤整備事業
- ・ 卸売市場緊急整備事業のうち輸出拡大に向けた卸売市場の高度化

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（R8年度概算決定時点）

優先採択（ポイント加算等）

1 強い農業づくり総合支援交付金のうち

(1) 食料システム構築支援タイプ

食料・農業・農村基本法の改正を踏まえた、食料システムを構築するため、生産から流通に至るまでの課題解決に必要なソフト・ハードの取組を一体的に支援。

＜食料システム構築計画のみなし措置＞

(2) 産地基幹施設等支援タイプ

産地の収益力強化に必要な産地基幹施設の整備等を支援。

2 農業農村整備事業

農業の構造転換や国土強靱化等を図るため、農地の大区画化、水田の汎用化・畑地化等を推進。

3 農業農村整備関連事業（大区画化等加速化支援事業）（新規）

農業構造転換集中対策期間において、法人等の農業者が自ら行う畦畔除去等の簡易整備による農地の大区画化等の取組を支援。

4 農業農村整備関連事業（農地耕作条件改善事業）

地域の多様なニーズに応じたきめ細かな耕作条件の改善、高収益作物への転換等に必要を取組等をハードとソフトを組み合わせさせて支援。

5 農業農村整備関連事業（畑作等促進整備事業）

畑作物・園芸作物を作付けする地域において、畑地かんがい施設の整備、農地の排水改良等の基盤整備をきめ細かく機動的に支援。

6 林業・木材産業循環成長対策（優先採択）

川上と連携して木材の安定的・持続可能な供給体制の構築等に取り組む木材加工流通施設及び特用林産振興施設の整備を支援。

7 みどりの食料システム戦略推進交付金のうち

(1) グリーンな生産体系加速化事業

「環境にやさしい生産技術」と「省力化に資する先端技術等」を取り入れるなど、グリーンな生産体系への転換を加速化するため、農産・畜産の産地に適した技術を検証し、定着を図る取組を支援。

(2) 有機農業拠点創出・拡大加速化事業

地域ぐるみで生産から消費まで一貫して有機農業を推進する有機農業推進拠点（オーガニックビレッジ）の創出に向けた取組を支援。

8 米穀周年供給・需要拡大支援事業のうち

業務用米、新市場開拓用米等の安定取引拡大支援のうち新市場開拓用米の販売拡大の取組

GFPに登録している戦略的輸出事業者と戦略的輸出基地等が連携して、海外の業務用需要等の新たな市場開拓のための取組を支援。

9 米・米加工品輸出拡大推進事業（新規）

日本産米・米加工品の更なる輸出拡大に向け、進出候補先国・地域の市場リサーチや海外需要開拓・定着、海外需要に応える環境整備等の取組を支援。

10 スマート農業・農業支援サービス事業導入総合サポート事業

労働生産性の高い農業構造への転換に向けて、スマート農業技術の現場導入とその効果を高める栽培体系への抜本的な転換等の取組を総合的に支援します。

11 ◎ 農地利用効率化等支援事業

地域計画の目標地図に位置付けられた担い手が、融資を受けて、経営改善に取り組む場合に必要の農業用機械・施設の導入を支援。

12 ◎ 地域農業構造転換支援事業

地域の中核となって農地を引き受ける担い手が経営改善に取り組む場合に必要の農業用機械・施設の導入を支援。

13 農家負担金軽減支援対策事業

担い手への農地集積が図られる地区等において、土地改良事業等の農家負担金の償還利子相当額を助成する。

14 中山間地農業ルネッサンス推進事業

地域の所得向上に向けた計画を深化させる取組等の支援のほか、収益力向上、販売力強化等に関する具体的な取組を推進する取組を支援。

15 サプライチェーン連結強化プロジェクト

国内の生産事業者と海外の現地販売事業者、両者をつなぐ国内外の商社等で構成されるコンソーシアムが行う、生産から現地販売までの一気通貫した新たなサプライチェーンの構築に向けた取組を支援。

16 グローバル産地づくり推進事業のうち

大規模輸出産地モデル形成等支援事業

地域の関係者が一体となって輸出推進体制を組織化するとともに、海外の規制・ニーズに対応するための生産・流通体系の転換に取り組む大規模輸出産地を形成するモデル的な取組等を支援。

17 輸出環境整備推進事業のうち

(1) 農畜水産モニタリング検査支援事業

輸出先国・地域が求める、農畜水産物の動物用医薬品等の残留物質モニタリング検査、乳牛農場におけるブルセラ症・結核検査、二枚貝の生産海域モニタリング検査等について、民間団体等が実施するこれらの検査に要する経費を定額で支援。

(2) 輸出先国規制対応支援事業

輸出額目標の達成に向け、輸出の障壁となっている国際的認証の取得、輸出先国の要件に適合する施設の認定、輸出先国の規制に関する講習会等の開催、輸出先国検査官の招へい等に係る事業者の取組を支援。

輸出事業計画の認定を受けた者に対する関連事業の優遇措置（R8年度概算決定時点）

優先採択（ポイント加算等）

18 植物品種等海外流出防止・活用推進総合対策事業

品種登録（育成者権の取得）や国内外の侵害対策に係る経費を支援。

19 農業知的財産保護・活用総合支援事業

相談窓口の整備や農業現場等の知財意識・能力の向上、農業知財専門人材の育成を支援。

20 ブランド・GI推進事業

地理的表示（GI）や商標等によりブランドを保護・活用するモデル的な取組を支援。

21 持続的生産強化対策事業のうち

(1) 果樹農業生産力増強総合対策

省力的な樹園地への改植・新植等の取組を支援するほか、産地の構造転換に向けたモデル実証、気候変動への適応対策等の取組を支援。

(2) 茶・薬用作物等地域特産作物体制強化促進

茶、薬用作物、甘味資源作物等の地域特産作物について、地域の実情に応じた生産体制の強化、国内外の需要創出、実需者と連携した産地形成など生産から消費までの取組を総合的に支援。

(3) ジャパンフラワー強化プロジェクト推進

需要に合わせた安定生産・安定供給に向け、高温障害を回避・軽減する技術、高温耐性・病害虫抵抗性品種への転換に係る実証や普及活動の取組、花き業界関係者の情報連携に向けた取組、新たな需要開拓・利用拡大の取組等を支援。

(4) 時代を拓く園芸産地づくり支援

加工・業務用野菜の周年安定供給に向けた、高温、渇水等の影響に対応できる生産・流通体系の構築、作柄安定技術の導入等の取組を支援。

22 新基本計画実装・農業構造転換支援事業

地域農業を支える老朽化した共同利用施設の再編集約・合理化に取り組む産地を支援。

23 オープンイノベーション研究・実用化推進事業

国の重要政策の推進や現場課題の解決に資する研究成果を創出し、社会実装を加速するため、産学官が連携して取り組む基礎研究や実用化研究を支援。

24 地域の持続可能な食料システム確立推進支援事業

地方公共団体が行う、コンソーシアムの設置、食品事業者・農林漁業者と関連業種等との連携などによる新しい食品ビジネスを創出するための課題検討の場の設定、食品ビジネスマッチング会の実施等の経費を支援する。

25 新事業創出・食品産業課題解決調査・実証等事業のうちフードテックビジネス実証事業

民間団体等が行う社会課題の解決につながるフードテックを活用したビジネスモデルの実証、及びフードテックに取り組む事業者の横展開を図るための情報発信等の取組を支援。

以下に掲載される各種事業においては、事業を活用するに当たって輸出事業計画の策定等が必要となります。
※事業によって要件や輸出事業計画の提出時期等が異なりますので、具体的な申請手続きについては、各事業の担当にお問い合わせください。

輸出事業計画の策定が必要となる事業

- ・グローバル産地づくり推進事業のうち
 - ① 農林水産物・食品輸出関連金融支援事業
 - ② 大規模輸出産地モデル形成等支援事業
- ・食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業
- ・サプライチェーン連結強化プロジェクト

- ・食肉流通構造高度化・輸出拡大総合対策事業のうち食肉流通構造高度化・輸出拡大施設整備事業

農林水産物・食品輸出基盤強化資金(日本政策金融公庫法の特例)

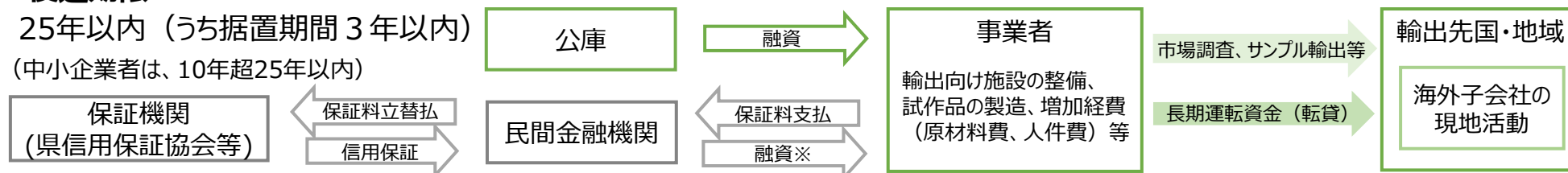
- 輸出にチャレンジする事業者を資金面から強力に後押しするため、制度資金を創設。
- ポイントは、
 - ① 輸出促進を目的に、**多用途にわたって有利に融資を受けられる独立の資金。**
 - ② **非食品の品目もカバーし、長期運転資金や海外子会社への転貸も可能にするなど多様なニーズに対応。**
 - ③ **償還期限は25年以内のため大規模投資に対応。**

資金の概要

- 1 貸付対象者** 認定輸出事業者(農林水産事業者、食品等製造事業者、食品等流通事業者等)
- 2 貸付限度額** 貸付けを受ける者の負担する額の80%に相当する額(民間金融機関との協調融資を想定)
- 3 資金使途** 改正輸出促進法に基づく認定輸出事業計画に従って実施する事業であって次に掲げるもの
 - ① 農林水産物・食品の輸出事業に必要な製造施設、流通施設、設備の整備・改修費用
例: EU向け水産物の輸出に必要なHACCP等に対応した加工施設の整備費用、ハラールに対応した食肉処理施設の整備費用、添加物等のコンタミネーションを防止するための製造ラインの増設費用
 - ② 長期運転資金
例: 商品の試作品の製造費用、市場調査やニーズ調査に係る費用、サンプル輸出や商談会への参加に係る費用、プロモーション活動費、製造ライン本格稼働までに必要な増加経費(原材料費、人件費など)
 - ③ 海外子会社等への出資・転貸に必要な資金
(転貸に必要な資金の使途は①・②。)

4 償還期限

25年以内(うち据置期間3年以内)
(中小企業者は、10年超25年以内)



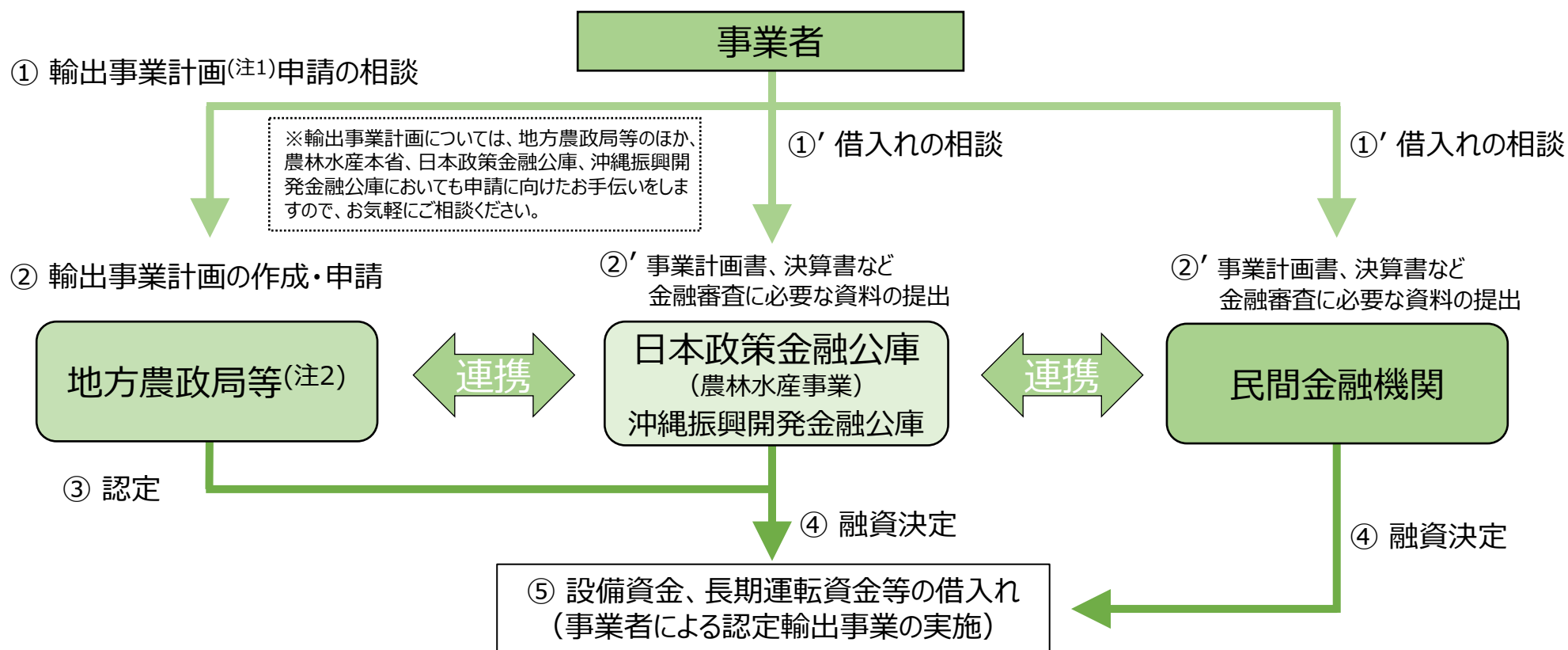
※民間金融機関から保証付き借入れをする場合、農林水産省の予算事業により、支払った保証料のうち、借入当初から5年間、保証料の1/2相当額の支援が受けられます。

農林水産物・食品輸出基盤強化資金の借入手続きについて



- 公庫から農林水産物・食品輸出基盤強化資金を借り入れるためには、輸出事業計画を作成し、農林水産省から認定を受ける必要があります。
- 公庫・民間金融機関への借入れの相談と平行して、地方農政局等に対し輸出事業計画の申請に向けた相談を開始してください。
- 融資の決定に当たっては公庫による金融審査があります。

フロー図



(注1) 輸出事業計画とは、農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に基づく計画で、輸出に関して今後取り組む内容として、「目標」「対象となる農林水産物又は食品及びその輸出先国」「内容及び実施期間」「実施に必要な資金の額及びその調達方法」等について記載するものです。

(注2) 輸出事業計画は、最寄りの地方農政局輸出促進課（北海道は北海道農政事務所事業支援課、沖縄県は沖縄総合事務局食料産業課）に提出してください。

農林水産物・食品の輸出拡大に向けた税制上の措置

農林水産物・食品の輸出拡大に向けて、5年間の割増償却措置を講じ、設備投資後のキャッシュフローを改善することで、事業者の輸出拡大のための活動を後押しします。

< 税制特例の概要 >

< 事業イメージ >

1. 特例の概要

令和6年4月1日から令和8年3月31日までの間に、認定輸出事業者が輸出事業計画に従って機械装置、建物等を取得等した場合、当該資産について、

- ① 機械装置は30%
 - ② 建物及びその附属設備並びに構築物は35%
- の割増償却を5年間行うことができる。

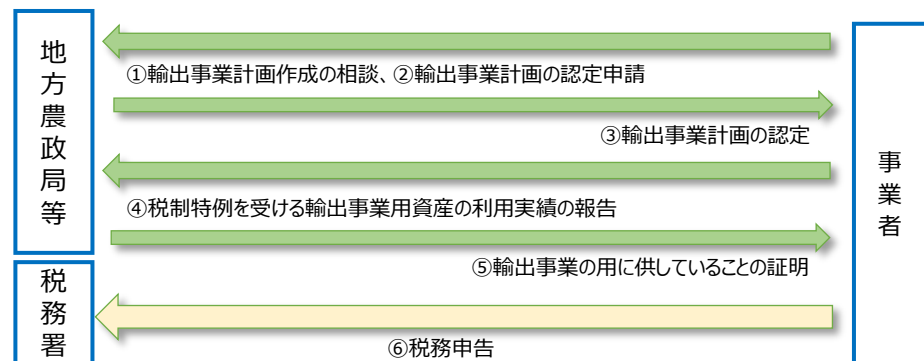
2. 特例の要件

- ① 導入した機械装置、建物等における輸出向け割合が年度ごとに定める一定の割合以上であること

年度	1年目	2年目	3年目	4年目	5年目	6年目
割合	15%	20%	25%	30%	40%	50%

- ② 食品産業の輸出向けHACCP等対応施設整備事業の対象でないこと
- ③ 農林水産物又は食品の輸出の促進を目的とした国の補助金、給付金、又は交付金を受けた資産ではないこと
- ④ 開発研究用資産ではないこと

3. 事務手続きの流れ



対象となり得る施設整備の例

例1 水産加工施設

- ・ 冷凍ホタテ貝柱の輸出に手応えがあるが、計量・包装工程を手作業で行っており、生産能力が低いことが課題。
- ・ 計量・包装ラインを整備し、生産能力を強化。



例2 木材加工施設

- ・ 米国で流通する木材の規格に合わせて木材を加工するため、対応できる製造ラインを整備。



割増償却の効果

- 2億円の製造用設備（耐用年数10年）を導入した場合、設備導入後5年間に於いて、2,000万円/年の普通償却額に加え、600万円/年※1の割増償却が可能となり、約139万円/年※2の法人税が軽減。

※1 普通償却額 (2,000万円) × 割増償却率 (30%) = 600万円

※2 割増償却額 (600万円) × 法人税率 (23.2%) ≈ 139万円

